

## まえがき

平成8年度に当研究所が取り組んだ業務の概要を所報第37号としてまとめました。各業務に御協力を頂いた関係者の皆様に感謝申し上げます。所員の努力の結晶である研究成果を幅広く活用して頂ければ幸いです。

さて、地方衛研の機能強化について、平成9年3月14日に厚生事務次官通知がなされました。いわゆる地域保健法の全面施行に伴うものですが、これにより昭和51年につくられた地方衛生研究所の設置要綱が改正され、今後重点的に強化すべき内容として、(1)調査研究および研修指導業務の見直しと、基本指針で定められた「検討協議会」での調整等、(2)試験検査業務におけるレファレンスセンターの役割と行政検査等の精度管理、(3)公衆衛生情報の収集・解析・提供業務について、ネットワークの中の地方拠点としての業務実施などがあげられています。

当研究所の現状を見ると(1)については、個々の事業は県庁や保健所などと毎年協議しながら実施していますが、「検討協議会」がまだ未設置です。したがって、現在取り組んでいる研究が果たして地域の公衆衛生の諸課題に適切に対応しているのか、その評価もなかなか困難です。(2)については、試験検査に必要な標準株をどの程度保有すべきか、検討が必要ですが、現在行っている検査の範囲では国立の研究機関などとのネットワークを活用すればある程度の対応は可能と思われます。しかし、精度管理についてはG L P（業務管理基準）の体制整備や標準作業書の作成などに取り組んでいるものの、まだ不十分と言わざるを得ません。(3)については、どの様な情報を収集解析すべきか、また、その有効活用の手段はどうあるべきか、情報の重要度ランク付けも含めてまだ詰められていません。他県では感染症や食中毒、環境衛生情報のほか、花粉や食品、疾病予測まで保健情報の対象としているところもあり、また、インターネットを活用して情報提供を行っている研究所もあるようです。

衛生研究所の機能強化はすぐに出来るものではありませんし、また、これらの課題は衛研のみで解決できるものでもありません。関係機関や有識者にも参加していただきながら検討を積み重ねることが大切であり、今後とも関係各位の御指導、御協力をお願い致します。

平成9年10月

鳥取県衛生研究所長

平賀瑞雄